

議案第49号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第5条 <u>鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）</u>に対しては、<u>当該家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課する不</p>	<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第5条 <u>対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者</u>に対しては、<u>対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課す</p>

動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7

る不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業及び鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）第2条第1項第2号アに定める業種をいう。

- (1) 製造業
- (2) ソフトウェア業
- (3) デザイン業
- (4) 機械設計業
- (5) 自然科学研究所

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備（以下この条において「対象設備」という。）又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7

条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（1）～（5） 略

2及び3 略

（不均一課税の適用の申請）

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しな

条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限（以下「延長申告期限」という。）までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は延長申告期限までに、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた県税事務所設置条例（昭和25年鳥取県条例第26号）第2条の規定により設置される県税事務所の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

（1）～（5） 略

2及び3 略

（不均一課税の適用の申請）

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しな

なければならない。

(1) 略

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 第4条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に

なければならない。

(1) 略

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 略

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋（以下この項において「対象家屋」という。）又はその敷地である土地（以下この項において「対象土地」という。）の所在地

(3) 対象家屋の取得価額

規定する家屋の取得価額

(4) 略

3 略

(4) 対象家屋又は対象土地の取得年月日

(5) 略

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条に規定する企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地（以下「家屋又は土地」という。）の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に行われた家屋又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。